

御宿町役場 職員募集

町では、平成28年度採用職員を募集します。

【試験職種・採用予定人数等】

試験職種	採用予定人数	受 験 資 格
保健師	1名	昭和51年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方または、平成28年3月末までに当該免許を有する見込みの方

【申込方法】

試験申込書及び受験票に必要事項を記入のうえ、役場総務課(4階③窓口)へ提出してください。

試験申込書等は同課で配布します。(配布時間は土日祝日を除く8:30～17:15)郵送希望者は、「採用試験申込書希望」と記入した封筒に、120円切手を貼った返信用封筒(郵便番号、住所、氏名を明記)を同封し、送付してください。

【受付期間】1月25日(月)～2月12日(金)※土日祝日は除く8:30～17:15 ※郵送可2月12日消印有効

【試験日時及び場所】

2月27日(土) 御宿町役場4階中会議室

受付時間 12:30

試験開始 13:00

教養試験・作文試験・面接試験

【問い合わせ】〒299-5192

千葉県夷隅郡御宿町須賀1522

御宿町役場 総務課 行政班

TEL 0470-68-2511(内線415)

御宿パークゴルフガーデンの

指定管理者を公募します

町では、御宿パークゴルフガーデンの管理運営について指定管理者となる団体の公募を行います。

【施設名称】御宿パークゴルフガーデン

(御宿台公園テニス場含む)

【指定期間】平成28年4月1日～平成31年3月31日の3年間

【申請期間】2月2日(火)～2月10日(水)(月曜日除く)

【受付場所】町公民館 9:00～17:15

【募集要項】町HPからダウンロードできるほか、町公民館及び役場教育委員会(4階④窓口)で配布しています。

【問い合わせ】町公民館 TEL 68-2947

2月の「心配ごと相談所」開設日

2月の心配ごと相談所は以下のとおりです。

開設日	場所	相談内容
2月2日(火)	地域福祉センター	一般相談・行政相談 障害者相談
2月22日(月)	地域福祉センター	一般相談・人権相談

相談時間は9:00～12:00です。

【問い合わせ】町社会福祉協議会 TEL 68-6725

おんじゅく

お知らせ版

発行日 平成28年1月25日 NO. 689

編集 御宿町企画財政課 TEL 68-2512

<http://www.town.onjuku.chiba.jp/>

Twitter @KohoOnjuku

★Twitter アラートの配信を行っています★

公民館での住民票等の発行停止のお知らせ

町公民館電気点検の実施により、2月6日(土)は、住民票(全員・一部)、住民票記載事項証明、印鑑登録証明書の発行ができません。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】町公民館 TEL 68-2947

介護予防普及啓発事業

「巡回型元気いきいき教室」を開催します

町では介護予防の普及と啓発を目的とし、各区の集会所で運動やレクリエーションを行う「巡回型元気いきいき教室」を実施します。皆様のご参加をお待ちしています。

【日時】2月10日(水) 13:30～15:30

【場所】久保区民館

【対象】65歳以上の御宿町介護保険被保険者の方(65歳未満の方も見学できます。)

【持ち物】長タオル・飲料水(水分補給)・筆記用具
動きやすい服装でお越しください

【内容】簡単な体操・ゲーム・歌 等

【問い合わせ】保健福祉課 福祉介護班 TEL 68-6716

2月のB & G健康運動教室

町B&G海洋センターでは、以下のとおり健康運動教室を実施しています。どなたでも参加できます。ぜひご参加ください。

【日時】○かんたんエアロビクス 5日(金)・26日(金)

○ステップエアロビクス 19日(金)

各教室とも14:00から1時間程度

※保険の加入は任意です。各自で加入をお願いします。

【問い合わせ】B&G海洋センター TEL 68-4143

黒沼ユリ子と仲間たちによる

楽しいコンサート開催

ヴァイオリン・ヴィオラ・チェロ・コントラバス・フルート・ピアノによるコンサートを開催します。鑑賞希望の方は事前に公民館までお申し込みください。

【日時】2月28日(日) 14:00から ※13:30開場

【場所】町公民館 大ホール

【申込・問い合わせ】町公民館 TEL 68-2947

御宿町入学準備金給付・貸付制度のご案内

町では、中央高等学院からの寄付金を原資とした御宿町教育振興基金を活用して、入学準備金の調達が困難な方に対して入学準備金の給付及び貸付を行います。

受付期間 2月1日(月)～2月29日(月)

○御宿町入学準備金給付制度

【給付の対象】次のすべてに該当する方。

- ・高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校(高等課程)に進学予定の方
- ・本人または保護者が、町内に住所を有する方(ただし、中央国際高等学校を本校として通学する方又はその保護者については、町外に住所を有する方を含む)
- ・世帯全員の収入合計金額が400万円以下である方

【給付限度額】100,000円

【申請手続(提出書類)】

次の書類を直接、役場教育委員会(4階④窓口)まで提出してください。

- ①入学準備金給付申請書
- ②家庭調書
- ③申請者の属する世帯全員の住民票
- ④申請者の属する世帯の構成員の収入を証明する書類及び納税証明書
- ⑤成績証明書

○御宿町入学準備金貸付制度

【貸付の対象】次のすべてに該当する方。

- ・大学、専修学校(専門課程)に進学予定の方
- ・本人または保護者が、町内に住所を有する方
- ・世帯全員の収入合計金額が400万円以下である方
- ・連帯保証人を立てることができること

【貸付限度額】300,000円

※入学金の貸付を受けて入学した学校を卒業後、5年以内に無利子で全額返還していただきます。

【申請手続(提出書類)】

次の書類を直接、役場教育委員会(4階④窓口)まで提出してください。

- ①入学準備金貸付申請書
- ②家庭調書
- ③申請者の属する世帯全員の住民票
- ④申請者の属する世帯の構成員の収入を証明する書類及び納税証明書
- ⑤連帯保証人の住民票及び所得証明書
- ⑥成績証明書

入学準備金給付及び貸付については、申請締め切り後、御宿町入学準備金選考委員会で審査のうえ、文書で全員に可否の通知をします。ご不明な点はお問い合わせください。

【問い合わせ】町教育委員会 教育課 学校教育班 TEL 68-2514

平成28年度町県民税の申告について

平成28年1月1日現在御宿町に住所を有し、平成27年中に以下の事項に該当される方は、町県民税の申告が必要となります。

なお、町県民税の申告用紙は1月下旬に配布します。

(1) 給与所得者で次に該当する方

- ・給与の他に営業、農業、年金等の所得のある方
- ・2ヶ所以上から給与を受けている方
- ・勤務先の事業所等から「給与支払報告書」が役場に提出されていない方

(2) 営業、農業などの事業を営んでいる方

(3) 年金、不動産、報酬、山林、譲渡等の所得のある方

※平成27年中に所得のない場合でも、所得の証明が必要な方や国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入されている方は、町県民税の申告が必要となります。未申告の場合は、国民年金保険料免除申請をする際や国民健康保険等の加入者は国民健康保険料の軽減、高額療養費の区分判定等に影響があります。

※税務署に所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する方は町県民税の申告は必要ありません。

【問い合わせ】税務住民課 税務班 TEL 68-6692

町県民税の出張申告受付について

以下の日程で町県民税の出張申告受付を実施しますので、ご利用ください。なお、申告用紙は1月下旬に配布します。

(税務住民課税務班の窓口では、随時受付しています。)

実施日	時間	地区	場所
2月27日(土)	9:00~10:30	須賀	須賀区民館
		高山田	高山田公民館
		久保	久保区民館
		六軒町	六軒町青年館
	11:00~12:30	浜	浜青年館
		御宿台	御宿台集会所
		新町	新町会館
		岩和田	岩和田青年館
	13:30~15:00	実谷・七本	実谷区民館
		上布施	上布施コミュニティ消防センター

【持参するもの】

- 印鑑 ○源泉徴収票など収入のわかるもの ○送付された申告用紙
 - 生命保険、地震保険、国民年金保険料等の支払証明書 等
- ※上記の出張受付では「所得税及び復興特別所得税の確定申告」の受付はできません。

【問い合わせ】税務住民課 税務班 TEL 68-6692

平成28年度からの町県民税に係る主な改正

◎「ふるさと納税」制度による個人住民税の寄付金税額控除の拡充

1. 特例控除限度額の拡充(引き上げ)
平成28年度分以後の町県民税について、「ふるさと納税」(地方公共団体に対する寄付)に係る寄付金税額控除における特例控除額の上限が、個人住民税所得割額の1割から2割へと拡充されました。
2. 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設

平成27年度税制改正において、確定申告の不要な人(給与所得者等)が、平成27年4月1日以降、「ふるさと納税」(地方公共団体に対する寄付)をした場合、所得税の確定申告等を行わなくても、個人住民税の寄付金控除を受けられる制度が創設されました。この制度を利用した場合、所得税からの控除が発生せず、所得税額控除相当分は翌年度の町県民税から控除されることとなります。

◎公的年金における町県民税の特別徴収制度の見直し

平成28年10月以後実施する特別徴収から、公的年金からの特別徴収制度の見直しが行われます。

1. 仮徴収税額の算定方法の見直し(特別徴収税額の平準化)
特別徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額が「前年度分の公的年金等に係る個人住民税額の2分の1に相当する額」となります。
2. 転出・税額変更の場合の特別徴収継続
公的年金からの特別徴収対象者が他市町村に転出した場合や特別徴収の税額に変更が生じた場合、特別徴収は停止となり普通徴収に切り替わっていましたが、一定の要件の下で特別徴収が継続されることとなりました。

所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付について

確定申告期間中は、茂原税務署のほか、町においても所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付をしますので、ご利用ください。

【受付期間】2月16日(火)~3月15日(火) ※土・日を除く
9:00~12:00、13:00~16:00

【場 所】保健センター2階 小会議室

【持 ち 物】印鑑、源泉徴収票等収入のわかるもの、昨年の申告書の控え、生命保険・地震保険・国民年金保険料等の支払証明書等

※午前中の受付人数が多い場合は、午後になる場合があります。

※土地建物(マイホーム等)や株式等の譲渡などにより、確定申告を行う方は、特例などを受けられる場合がありますので、税務署にご相談ください。

【問い合わせ】税務住民課 税務班 TEL 68-6692

国民健康保険では、一定額を超える自己負担の一部を高額療養費として支給しており、原則、申請には領収書の提示が必要となります。確定申告で医療費控除をする際は、領収書(原本)の提出が必要であり、また、この高額療養費を差し引いて申告する必要がありますので、高額療養費に該当する場合は、申告前に高額療養費の申請手続きをしてください。
※領収書が無く、医療機関への支払いが確認できない場合は、高額療養費の申請ができなくなります。

【問い合わせ】保健福祉課 保健事業班 TEL 68-6717

税理士による小規模納税者向け無料申告相談

茂原税務署では、税理士による小規模納税者などのための無料申告相談を次の日程で行います。

実施日	相談会場	時間
2月4日(木)	勝浦市役所	9:30~12:00 13:00~16:00
2月5日(金)	いすみ市役所(大原庁舎)	
2月4日(木)~10日(水)	茂原税務署(2階会議室)	【相談受付 15:00まで】

※譲渡所得(土地、建物及び株式などの譲渡)のある方や所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方(住宅ローン控除適用1年目を含む)は、ご遠慮ください。

※混雑の状況等により、受付締切時間が早まる場合があります。

※源泉徴収票等の確定申告に必要な書類・印鑑を持参ください。

【問い合わせ】茂原税務署 TEL 0475-22-2166

茂原税務署における平成27年分の確定申告について

茂原税務署では、平成27年分所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書作成会場を、次のとおり開設します。

【開設期間】2月12日(金)~3月15日(火) ※土・日を除きます。

【会場】茂原税務署 2階会議室

【相談】9:00~17:00

(受付は8:30から 申告書提出は17:00まで)

※混雑の状況等により、受付締切時間が早まる場合があります。

※上記期間以外に申告書作成会場がありませんので、お待ちいただく場合があります。

※1月4日(月)から消費税の申告書、所得税(復興特別所得税を含む)の還付申告書の提出を受け付けています。(土・日・祝日を除きます)

【確定申告書提出期限及び納税期限】

○所得税及び復興特別所得税、贈与税 3月15日(火)

○個人消費税 3月31日(木)

【問い合わせ】茂原税務署 TEL 0475-22-2166

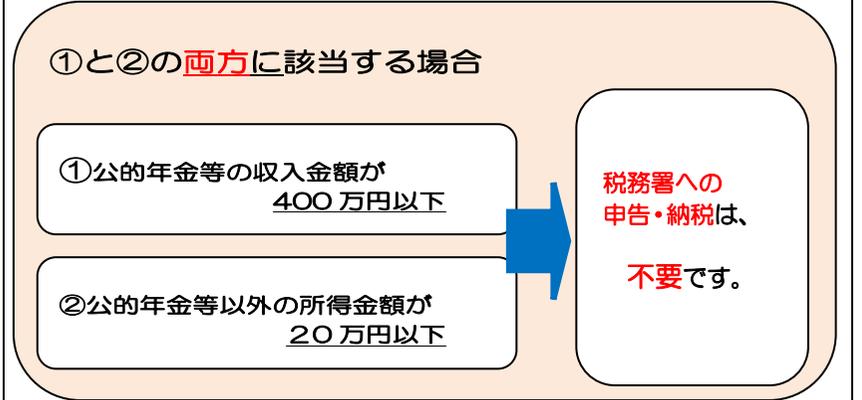
茂原税務署からのお知らせ

◎復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとなっています。

※還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税」欄の記載が必要です。

◎年金所得者の申告手続不要制度について



※①と②の両方に該当する場合でも、所得税の還付を受けるために申告書を税務署へ提出することは可能です。

※上場株式等の譲渡損失や雑損失を翌年に繰り越す場合や10万円超の青色申告特別控除を適用する場合などは、税務署への申告が必要です。

※税務署への確定申告・納税が不要な場合でも、各種所得控除の適用を受ける場合には町県民税の申告が必要です。

◎記帳・帳簿等の保存制度の対象者の拡大について
記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月からは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含みます。)に必要となりました。

【問い合わせ】茂原税務署 TEL0475-22-2166